

動薬協会発188号

平成27年1月6日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課より通知がありましたのでお知らせします。

平成26年12月30日

FAX団体等家畜衛生担当者 各位

全枚数(本票を含む): 3 枚

件名: 山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
に伴う監視体制の強化について

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より家畜衛生行政の推進につきまして、御理解・御協力をいただきありがとうございます。標記のことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願ひします。

敬具

後ほど連絡します ご返信ください ご返信は不要です**農林水産省**

消費・安全局 動物衛生課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL: 03-3502-8292

FAX: 03-3502-3385

鶴田 征太郎





26消安第4791号
平成26年12月30日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視
体制の強化について

今般、山口県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、同県に対して通報があり、同県が高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

今秋以降、韓国を始めとする海外における本病の確認事例が相次いでいること及び国内各地において野鳥等から本病ウイルスが検出されていることから、数次にわたり通知等で家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底等の発生予防対策及び異常家きんの早期発見・早期通報の徹底の指導をお願いしておりましたが、宮崎県において12月16日の事例に続き、12月28日にも本病の疑似患畜が確認されたところです。これらの宮崎県における発生事例に伴い、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号及び平成26年12月28日付け26消安第4787号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしておりましたが、今回新たに山口県の家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、より一層の緊張感を持ち本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、下記の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への飼養衛生管理再徹底の指導等

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 山口県の家きん飼養農場において本病の疑似患畜が発生した旨の情報を提供すること
- (2) 平成26年12月28日付け26消安第4787号農林水産省消費・安全局長通知の記1(2)に示した事項を継続して行うこと
- (3) 死亡数の増加などの異状が見られた場合に、農場指導員等に指導を受けた場合でも、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状を呈している場合は、同項の規定を厳格に運用し、管轄の家畜保健衛生所に早期に通報することを徹底するよう指導を行うこと

2 危機管理体制の点検及び適確な初動対応の徹底について

監視体制強化通知の記2及び3に示した事項を改めて確認すること。また、防疫指針に基づく措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、全ての都道府県において異常家きんの通報から防疫措置開始に至るまでの流れや疫学関連農場の特定、周辺農場の対応等を細部まで確認すること。